

## ○標準利用期間のある対象サービス一覧

サービス名	標準利用期間	注意事項
自立訓練(機能訓練)	1年6か月間	※頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間
自立訓練(生活訓練)	2年間	※長期間入院していた又はこれに類する事由のある場合は3年間
宿泊型自立訓練	2年間	※長期間入院していた又はこれに類する事由のある場合は3年間
就労移行支援	2年間	※あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間
就労定着支援	3年間	※標準利用期間を超えて更新することはできない
自立生活援助	1年間	

※就労定着支援を除き、審査会の個別審査を経て、標準利用期間を超えて最大1年間の更新が可能。

## ○障害福祉サービス受給者証への記載方法について(標準利用期間及び延長利用期間の場合)

### ・標準利用期間の記載方法

「(サービス名)の標準利用期間:令和〇年〇月〇日まで」

### ・審査会の個別審査を経て、標準利用期間を超えて更新する場合の記載方法

「(サービス名)の延長利用期間:令和〇年〇月〇日まで」

### ・新型コロナウイルスへの対応に伴う柔軟な取扱いにより、標準利用期間を超えて更新する場合の記載方法

「(サービス名)の延長利用期間(新型コロナウイルス対応):令和〇年〇月〇日まで」

(四)	(五)	(六)	【記載例】																																																																								
<table border="1"> <tr><td colspan="2">訓練等給付費の支給決定内容</td></tr> <tr><td>障害支援区分</td><td></td></tr> <tr><td>認定有効期間</td><td></td></tr> <tr><td>サービス種別</td><td>就労移行支援</td></tr> <tr><td>支給量等</td><td>当該月の日数-8日</td></tr> <tr><td>支給決定期間</td><td>令和2年11月1日から令和3年10月31日まで</td></tr> <tr><td>サービス種別</td><td></td></tr> <tr><td>支給量等</td><td></td></tr> <tr><td>支給決定期間</td><td></td></tr> <tr><td>サービス種別</td><td></td></tr> <tr><td>支給量等</td><td></td></tr> <tr><td>支給決定期間</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄</td><td></td></tr> </table>	訓練等給付費の支給決定内容		障害支援区分		認定有効期間		サービス種別	就労移行支援	支給量等	当該月の日数-8日	支給決定期間	令和2年11月1日から令和3年10月31日まで	サービス種別		支給量等		支給決定期間		サービス種別		支給量等		支給決定期間		予備欄		<table border="1"> <tr><td colspan="2">計画相談支援給付費の支給内容</td></tr> <tr><td>支給期間</td><td>令和2年11月から令和3年10月まで</td></tr> <tr><td>指定特定相談支援事業所名</td><td></td></tr> <tr><td>モニタリング期間</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">3ヶ月毎(令和3年1月、4月、7月、10月)</td></tr> <tr><td>予備欄</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">特定障害者特別給付費の支給内容</td></tr> <tr><td>施設入所支援</td><td></td></tr> <tr><td>支給額</td><td>円/日</td></tr> <tr><td>適用期間</td><td></td></tr> <tr><td>共同生活援助又は重度障害者等包括支援</td><td></td></tr> <tr><td>支給額</td><td>円/月</td></tr> <tr><td>適用期間</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄</td><td></td></tr> </table>	計画相談支援給付費の支給内容		支給期間	令和2年11月から令和3年10月まで	指定特定相談支援事業所名		モニタリング期間		3ヶ月毎(令和3年1月、4月、7月、10月)		予備欄		特定障害者特別給付費の支給内容		施設入所支援		支給額	円/日	適用期間		共同生活援助又は重度障害者等包括支援		支給額	円/月	適用期間		予備欄		<table border="1"> <tr><td colspan="2">利用者負担に関する事項</td></tr> <tr><td>負担上限月額</td><td>0円</td></tr> <tr><td>適用期間</td><td>令和2年11月1日から令和3年10月31日まで</td></tr> <tr><td>食事提供体制加算対象者</td><td>該当</td></tr> <tr><td>適用期間</td><td>令和2年11月1日から令和3年10月31日まで</td></tr> <tr><td>利用者負担上限額管理対象者該当の有無</td><td>非該当</td></tr> <tr><td>利用者負担上限額管理事業所名</td><td></td></tr> <tr><td>特記事項欄</td><td>就労移行支援の標準利用期間:令和4年6月30日まで</td></tr> <tr><td>予備欄</td><td></td></tr> </table>	利用者負担に関する事項		負担上限月額	0円	適用期間	令和2年11月1日から令和3年10月31日まで	食事提供体制加算対象者	該当	適用期間	令和2年11月1日から令和3年10月31日まで	利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当	利用者負担上限額管理事業所名		特記事項欄	就労移行支援の標準利用期間:令和4年6月30日まで	予備欄		<p>特記事項欄に記載します。</p>
訓練等給付費の支給決定内容																																																																											
障害支援区分																																																																											
認定有効期間																																																																											
サービス種別	就労移行支援																																																																										
支給量等	当該月の日数-8日																																																																										
支給決定期間	令和2年11月1日から令和3年10月31日まで																																																																										
サービス種別																																																																											
支給量等																																																																											
支給決定期間																																																																											
サービス種別																																																																											
支給量等																																																																											
支給決定期間																																																																											
予備欄																																																																											
計画相談支援給付費の支給内容																																																																											
支給期間	令和2年11月から令和3年10月まで																																																																										
指定特定相談支援事業所名																																																																											
モニタリング期間																																																																											
3ヶ月毎(令和3年1月、4月、7月、10月)																																																																											
予備欄																																																																											
特定障害者特別給付費の支給内容																																																																											
施設入所支援																																																																											
支給額	円/日																																																																										
適用期間																																																																											
共同生活援助又は重度障害者等包括支援																																																																											
支給額	円/月																																																																										
適用期間																																																																											
予備欄																																																																											
利用者負担に関する事項																																																																											
負担上限月額	0円																																																																										
適用期間	令和2年11月1日から令和3年10月31日まで																																																																										
食事提供体制加算対象者	該当																																																																										
適用期間	令和2年11月1日から令和3年10月31日まで																																																																										
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当																																																																										
利用者負担上限額管理事業所名																																																																											
特記事項欄	就労移行支援の標準利用期間:令和4年6月30日まで																																																																										
予備欄																																																																											

○障害福祉サービス受給者証への記載方法について(その他の場合)

- ・一般就労している障害者の方が日中活動サービスを利用することを豊橋市が認めた場合  
「(一般就労者)日中活動サービスの利用期間:令和〇年〇月〇日まで」 ※原則1年間
- ・日中活動サービスの併給を豊橋市が認めた場合  
「日中活動サービスの併給利用期間:令和〇年〇月〇日まで」 ※原則1か月

【記載例】

特記事項欄  
に記載します。

(六)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	0円
適用期間	令和2年9月1日から令和3年8月31日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	令和2年9月1日から令和3年8月31日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当
利用者負担上限額管理事業所名	
<b>特記事項欄</b> (一般就労者)日中活動サービスの利用期間:令和3年8月31日まで	
予備欄	

(六)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	0円
適用期間	令和元年12月1日から令和2年11月30日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	令和元年12月1日から令和2年11月30日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当
利用者負担上限額管理事業所名	
<b>特記事項欄</b> 日中活動サービスの併給利用期間:令和2年10月31日まで	
予備欄	